

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら3名と被相続人1名（令和元年6月に死亡し、申立人らが相続。）につき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料（合計400万円）、過酷避難状況による精神的損害（合計120万円）、墓地移転費用（ただし、直接請求手続における既払金150万円を控除。）等の賠償が認められるとともに、避難によって家族別離等が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成25年4月まで1人当たり月額1万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計104万円）の賠償が認められ、また、自主的避難等対象区域に滞在した申立人1名及び被相続人につき、自主的避難等に係る損害（合計40万円）の賠償が、被相続人につき、原発事故前に発症したパーキンソン病を患いながら避難したことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円ないし4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計282万円）の賠償が、それぞれ認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らのうち、申立人X1及び同X2は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

1. 亡A（以下「被相続人」という。）が令和元年6月〇日に死亡し、申立人X1及び同X2が被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
2. 申立人X1及び同X2の知る限り、申立人X1及び同X2が被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権の全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

#### 1. 避難費用

期間 平成23年9月1日

金1万円

#### 2. 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間 平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

（被相続人及び申立人らについて各30万円） 金120万円

#### 3. 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

期間 平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

(被相続人及び申立人らについて各100万円) 金400万円

4. 日常生活阻害慰謝料増額(中間指針第五次追補第2の4)

(1) 被相続人について重度または中程度の持病があること

期間 平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

金282万円

(2) 家族の別離、二重生活等が生じたこと

期間 平成23年3月11日から平成25年4月30日まで

(被相続人及び申立人らについて各26万円) 金104万円

5. 自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補第3)

期間 平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

(被相続人及び申立人X2について各20万円) 金40万円

6. 墓地移転費用

(被相続人に発生した損害を含む) 金486万2290円

第3 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1433万2290円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、金150万円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年5月18日

(仲介委員 竹之内 俊)